

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

いよいよ判決、東労組役員らによる脱退・退職強要裁判！

4年間の傍聴を振り返って

浦和電車区裁判総集編 シリーズその10（最終回）

東労組の脱退・退職強要事件の裁判（東京地裁）は、7月17日に判決日を迎え、通算60回に渡る裁判は終了した。本紙はこの4年間の傍聴を振り返って浦和電車区事件の事実をシリーズで紹介してきたが、この回で最終回となる。

7月17日、「東労組役員らによる脱退・退職強要事件（浦和電車区事件）」の第60回公判が行われ、この裁判が初まって4年目でやっと第一審の判決が下された。東京地裁は、東労組が「えん罪」と主張してきた強要事件に対して実刑を含む有罪判決を下した。

オオマ被告・・・懲役2年執行猶予4年（実行行為の中心人物）
 サイトウ被告・・・懲役1年執行猶予3年（被害者への追及を強硬に主張し連日にわたって追及）
 ヤナジ被告・・・懲役1年6ヶ月執行猶予3年（大宮地本副委員長として、事件の首謀者）
 ヤマダ被告・・・懲役1年8ヶ月執行猶予3年（大宮地本青年部長として地本とのパイプ役）
 ウエハラ被告・・・懲役1年6ヶ月執行猶予3年（分会長として、ヤナジの指導で実行）
 オグロ被告・・・懲役1年執行猶予3年（被害者に脱退を迫るなど、脅迫行為を実行）
 ヤツダ被告・・・懲役1年執行猶予3年（「俺は革マルだ」などと、脅迫行為は悪質）

JR総連・東労組は、この事件を労働組合に対する戦争前夜の大弾圧だとして抗議集会や署名活動（69万筆）等をしてきた。また、公判の傍聴券をとるために裁判所に延べ約8万4千人（1回平均1400人）を動員したという。それは、一般の裁判傍聴者を阻止し、真実を知らせないための行動だった。

これに対しJR東日本ユニオンは、JR連合をはじめ近隣単組（JR東海ユニオン、貨物鉄産労等）を中心とした全国の仲間の協力により、毎回、雨の日も雪の日も寒い日も暑い日も早朝から裁判所前に並び、「東労組の一般組合員に真実を知らせる運動」に取り組んだ。その結果、延べ動員数6700人（1回平均110人）にもなり、367人が法廷内で傍聴することができた。JR連合傍聴団は公判終了後直ちに事務所にもどり、深夜までかかって公判録を作成し、その日のうちに情報を発信し続けた。その結果、浦和電車区事件は、えん罪ではなく東労組の役員らが行った組織的強要であったことが、内外に知れ渡るようになった。

この浦和電車区で起きた事件は、東労組役員らが、対立する他の組合員と行動を共にするなどした被害者である自分の組合員を、組織破壊者と位置づけ組合を脱退させ、かつ、JR東日本から退職させようと企て、2001年1月から6月頃までの間、革マル派メンバーとみられる同労組大宮地本幹部ら数名が共謀し、団体の威力を示しながら脅迫するとともに、東労組からの脱退及びJR東日本からの退職を要求し、同人から、同年2月28日に同組合からの脱退届を作成提出させるとともに、同年7月31日付でJR東日本を退職させるなどの強要をおこなった事件である。

本来雇用を守るべき労働組合が労働者の首を切った行為に対する社会の目は冷たい。今回の事件は、労働組合活動の範ちゅうを超えた強要事件であり、厳しい判決が下されて当然だった。